# 郡山健康科学専門学校 介護福祉学科 介護職員初任者研修科【通信課程】履修規程

#### 第1条(目的)

本校は保育・医療・介護にかかわる人材を養成する学校であり、介護福祉学科は、介護に 必要な専門的知識・技術を有する介護職員の養成と高齢社会の多様なニーズへの対応と広 く地域貢献を目的として、本研修を行うものとする。

## 第2条(名称·所在地)

本科は「郡山健康科学専門学校 介護職員初任者研修科【通信課程】」と称する。

- 2 本科の所在地は、福島県郡山市図景二丁目9番3号に置く。
- 3 本科の研修会場は、所在地以外に必要に応じて設置する。

## 第3条(課程名・修業年限・定員)

本科の課程名、修業年限、定員は次のとおりとする。

- (1) 課程名:通信教育課程
- (2)修業年限:5か月間

受講生は1年を超えて在学できない。

(3) 定 員:40名

## 第4条(教育課程・授業方法)

- (1) 教育課程(カリキュラム)は、別表1のとおりの科目及び時間数とする。
- (2) 授業方法は、通信授業で行い、別表1に規定のとおり、面接授業(スクーリング) を実施する。

#### 第5条(入学時期)

本校の入学時期は、課程の開始日とする。

#### 第6条(入学資格)

福祉従事者を目指す意思があり、全講義・演習に誠意を持って履修することが出来る者、 および研修会場に通学可能な者。

#### 第7条(手続・入学者の選考)

入学志願者は、指定の期日までに本校指定の書類に必要事項を記入し、出願しなければならない。入学は、書類選考のうえ、学校長が許可する。

- 2 入学を許可された者は、許可の日から指定された日までに、必要書類を提出し、 学費等を納め、手続きを終えなければならない。
- 3 出願書類:①受講申込書
  - ②既修得の資格証書の写し(該当者のみ)
  - ③本籍地の記載のある住民票の写し(6ヵ月以内のもの)
  - ④身分を証明する書類の写し

## 第8条(学費等)

本校に入学するための学費等(入学金等)は、別表1に規定のとおりとする。

- 2 受講日当日、受講開始後の申し出による学費返還には一切応じない。
- 3 但し、第5条に規定する入学時期より前に申し出た場合には、別途協議のうえ、 入学金を除く、学費等の一部を返還する場合がある。
- 3 正当な理由がなく且つ、所定の手続きを行わずに学費等の支払がない場合は、除籍処分とする。

#### 第9条(休学・復学・退学)

疾病その他やむを得ない事由によって、1ヶ月以上研修を中断する場合は、その事由を記載した書類を提出し、学校長より休学の許可を受けなければならない。

- 2 前項の者が復学しようとする場合は、復学の願いを記載した書類を提出し、学校長の許可を得なければならない。なお、休学期間は最長1年とし、それを超える場合は退学とする。
- 3 研修を中止しようとする場合は、その事由を記載した書類を提出し、学校長より 退学の許可を得なければならない。この場合の学費等の返還には応じない。

#### 第10条(履修方法)

通信授業は、別表1に定める科目を、決められたスケジュール表に基づいて、受講生が教材等で学び、定められた期間内に、科目ごとの提出課題を提出し、修了評価を受けなければならない。

- 2 面接授業は、本校の教室及び演習室、本校が指定する施設において実施する。面接授業の指定時間は別表1のとおりとする。
- 3 面接授業については、原則として欠席は認めない。ただし、やむを得ない事由に より、有料にて補講を受けることができる。
- 4 受講生は学習内容について相談、質疑等がある場合は、質問表や電子メールによって行うことができる。

#### 第11条(評価方法)

各科目の評価は、レポート、確認試験、科目評価試験及び修了評価筆記試験をもって行い、60点以上の者を合格とする。不合格の者については課題等を提出させ、再度評価を行う。

#### 第12条 (課程修了の認定)

課程修了の認定は、指定された研修による免除科目を除き、別表1に規定する全ての通信 授業科目・通学授業科目の履修が認定され、修了評価筆記試験に合格した者は介護職員初 任者科修了を認定する。

### 第13条(卒業)

所定の修業期間在籍し、介護職員初任者研修修了の認定を受けた者に対して、学校長は修 了証を交付する。

#### 第14条(教職員組織)

本校には次の職員を置く。

- (1) 学校長 1 名
- (2) 専任教員 1 名以上(教務に関する主任者を1名定める。)
- (3) 事務職員 1 名以上
- 2 学校長は本校を代表し、校務全般を統括する。
- 3 専任教員及び非常勤講師は、受講生の教育を司る。
- 4 事務職員は事務に従事する。

#### 第15条(懲戒)

学校長は、学生の本分に反する行為があったと認められる場合は、これに懲戒を行うことがある。

- 2 懲戒は、訓告及び除籍とする。
- 3 前項の除籍は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
- (1) 在籍期間を超えた者
- (2) 履修進度が著しく遅く、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく、課題提出ができない者
- (4) 面接授業時にクラスの秩序を乱す等、教員の指示に反した者

## 第16条(苦情相談窓口・課程編成責任者)

## (1)苦情相談窓口

## 【法人】

福島県郡山市図景2-9-3

学校法人こおりやま東都学園 学園本部

本部長 小尾 勉

TEL: 0 2 4 - 9 3 6 - 7 7 7 7

FAX: 0 2 4 - 9 3 6 - 7 7 7 8

## 【事業所】

福島県郡山市図景2-9-3

郡山健康科学専門学校 介護福祉学科

学科長 窪木 守

TEL: 0 2 4 - 9 3 6 - 7 7 7 7

FAX: 0 2 4 - 9 3 6 - 7 7 7 8

(2) 課程編成責任者

福島県郡山市図景2-9-3

郡山健康科学専門学校 介護福祉学科

学科長補佐 佐藤 篤

## 第17条(雑則)

その他この規定の実施に関し、必要なことは学校長が定める。

附 則 この規定は、令和5年4月1日より施行する。

## ■添付書類

別表1:研修カリキュラム、入学金等

別表 1

(研修カリキュラム)

研修カリキュラムは、次のとおりとする。

研修科目	総時間数	内訳	
		通信	通学
① 職務の理解	6 時間	0 時間	6 時間
② 介護における尊厳の保持・自立支援	9 時間	7.5 時間	1.5 時間
③ 介護の基本	6 時間	3 時間	3 時間
④ 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9 時間	7.5 時間	1.5 時間
⑤ 介護におけるコミュニケーション技術	6 時間	3 時間	3 時間
⑥ 老化の理解	6 時間	3 時間	3 時間
⑦ 認知症の理解	6 時間	3 時間	3 時間
⑧ 障害の理解	3 時間	1時間	2 時間
⑨ こころとからだのしくみと生活支援技術	75 時間	12 時間	63 時間
⑩ 振り返り	4 時間	0 時間	4 時間
合 計	130 時間	40 時間	90 時間

## (入学金等)

入学金 10,000 円

受講料:69,500円

テキスト代:5,500円

※使用するテキストは、中央法規出版株式会社発行「介護職員初任者研修テキスト全2巻」 とし、研修開始日までに購入しなければならない。